

## ⑤大会における著作権について

大会参加における著作権は著作権法に基づくものであり、大会に参加する団体はこの著作権法を遵守しなければなりません。

以下の事項は、あくまでもその一部を補助的なものとして明記してありますが、大会に参加する団体は法律で定められた事項を遵守することが必要です。大会で使用する曲について万が一、版元とのトラブルが生じた場合は団体の責任の下に処理していただきますのでご承知おきください。

(肖像権)

プロップなどに人物画、キャラクター等をデジタルコピーまたは複写して使用する場合は肖像権の使用許諾が必要です。

### マーチングバンド／マーチングパーカッション

(音楽著作権使用許諾申請)

使用曲に音楽著作権使用許諾申請が必要かの有無を確認します。

#### 1. 市販の楽譜を指定の編成で利用する …… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

※市販の楽譜を使用する場合は、購入を証明する（領収証等）のコピーを添付し提出して頂きます。

日本国外から直接購入された楽譜は演奏できない場合もございますのでご注意ください。

#### 2. 市販の楽譜をアレンジして利用する …… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

※市販の楽譜にマーチングパーカッションを加えるなど、指定の編成を変えて利用する場合は、編曲使用許諾が必要です。

#### 3. 原曲を自らアレンジした楽譜を利用する …… 音楽著作権使用許諾申請の**必要がある**

⇒事前に団体ごとに原曲の作曲者または版權を持っている出版社に対して編曲使用許諾申請を行ってください。（使用料等の金額並びに支払方法も提示される事があります。）

尚、著作権は著作者の死後**70年**を経ると消滅する事が原則ですが、**外国曲の中には、第二次世界大戦の期間に相当する約10年を延長して保護する必要がある楽曲が多く存在します（戦時加算）。**

(1) 2020年時点で編曲許諾が取れない可能性の高い作曲家

バーンスタイン…「ウエスト・サイド・ストーリー」など

コープランド…「アパラチアの春」など

ストラビンスキー…「火の鳥」など

(2) 他にも編曲許諾が取れない可能性があります。

編曲許諾申請は著作権管理団体（JASRAC・日本音楽著作権協会（ほか））が公開している楽曲データベースを参照した上で著作権を持っている出版社に、必ず事前に確認をとってください。

⇒編曲使用許諾を証明する書類を提出すること。

尚、著作権を所有している出版社によっては公式の許諾用書式がない場合も想定されますが、その場合は、著作権所有の出版社名、担当者名、連絡先、許諾に関する対応をされた期日等を記入し、許諾に要した金額の領収書等（コピー可）を添付してご提出下さい。

#### 4. 自作曲を利用する……………音楽著作権使用許諾申請の**必要がない**

※上記の申請は、参加手続きまでに申請が終了している事。

(楽譜の複製・コピーについて)

市販の楽譜をコピーして使用する場合や、楽譜データをデジタルコピーしたりプリントアウトしたりして使用する場合は、著作権者の許諾が必要です。著作権管理団体（JASRAC（ほか））にお問い合わせください。

※社会人の活動はもちろん、学校の部活動で利用する場合でも著作権者の許諾は必要です。

※JASRACの管理楽曲については、複製部数が100部までの場合、1曲につき歌詞・楽譜それぞれ1,600円（消費税抜き）です。

※高等学校までの教育機関での楽譜コピーについては、1曲につき歌詞・楽譜それぞれ400円（消費税抜き）となる減額措置が適用される場合があります。

※外国曲の場合は指し値となるため、減額措置が適用されないほか、一般的に高額となりますのでご注意ください。

不明点は、以下にお問い合わせ下さい。

一般社団法人日本マーチングバンド協会(JMBA)	03-6231-6033
	E-mail : <a href="mailto:jmba@japan-mba.org">jmba@japan-mba.org</a>
一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC) 出版課	03-3481-2170
	<a href="http://www.jasrac.or.jp">http://www.jasrac.or.jp</a>

楽譜コピーに関する情報は、以下のウェブサイトに掲載されています。

楽譜コピー問題協議会(CARS) <https://www.cars-music-copyright.jp>